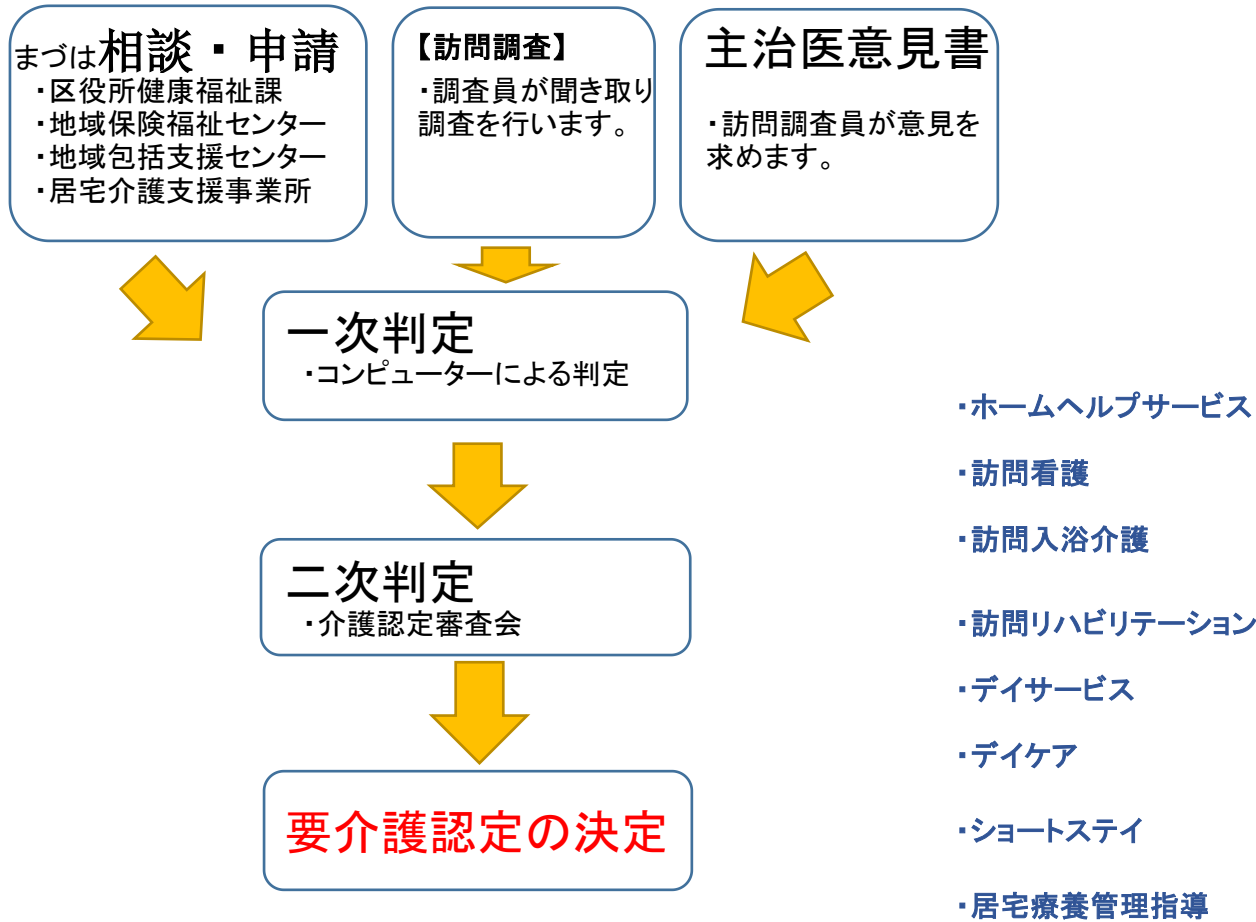


介護保険認定の仕組み (65歳以上対象または40歳以上65歳未満の医療保険加入者)

※40歳以上は、初老期認知症等、特定疾病によって介護や支援が必要になったとき。



区分	
要支援	要支援
	要支援2
要介護	要介護
	要介護
	要介護
	要介護
	要介護5

○要支援1～2と認定された方

- ①「地域包括支援センター」にサービス計画の作成依頼。
- ②介護予防ケアプランを作成。
- ③サービス事業者と契約を行う。
- ④介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用します。

○要介護1～5と認定された方

【在宅型】

- ①「居宅介護支援事業所」にサービス計画依頼。
- ②ケアプランの作成を行う。
- ③サービス事業者と契約を行う。
- ④在宅サービスを利用します。

【施設入所型】

- ①入所する介護保険施設の選定。
- ②介護保険施設と契約を行う。
- ③サービス計画の作成。
- ④施設でサービスを利用します。

○介護保険サービス利用にあたり

※指定販売業者から購入した場合に限る。

※住宅を改修する前に、市へ事前申請を行い、工事内容の確認を受けてから、住宅改修をすすめることになります。

2021年度版 介護保険サービス	
福祉用具の貸与	
・車いす及び付属品	
・歩行器	・歩行補助杖
・特使寝台及び付属品	
・自動排泄処理装置	・移動用リフト
・認知症老徘徊感知機器	
福祉用具購入費の支給	
・腰掛便座	・簡易浴槽
・入浴補助用具	
・自動排泄処理装置とその交換可能部品	
・移動用リフトのつり具の部分	
住宅改修費の支給	
・廊下や玄関、浴室やトイレ等の手すり取り付け	
・滑りの防止、移動円滑化等の床材の変更	
・段差の解消	・引き戸への扉取り換え
・和式便器から様式便器への取り換え	
・上記のために必要な工事	